

確実な引継ぎ

切れ目ない支援の実現

安心して学べる場の保障

【学習指導】

学習指導に関する資料

- 教室環境
- 各教科等で使用した教材・教具（プリント類、指示書・手順書 等）
- 授業や生活、行事等の様子（写真、作品の写し 等）
- その他学習の参考となるもの（写真・ビデオ 等）
- 授業研究会の指導案や研究会記録
- 個別の教育支援計画の評価・見直し
- 通知表の作成

子供たちの可能性を
最大限に伸ばす！



通知表は、学習したことの羅列やエピソード記録ではなく、児童生徒の学習への取組の様子、個人目標に対する評価や変容の様子等を簡潔に記載することがポイントです。

個別の指導計画の評価・見直し

- 児童生徒の実態の加筆
- 次年度の「個別の指導計画」(案)の作成
- 指導内容、指導における工夫、児童生徒の変容等についての評価と見直し
- 目標及び指導内容等の達成状況の記録

交流学級担任との連携

- 年間の指導等についての反省
- 次年度への引継事項の確認

次年度の教育課程についての協議・編成

- 各教科／自立活動／各教科等を合わせた指導／交流及び共同学習 等

「特別支援教育の手引き」令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会 44ページより

目標設定【抽象的な目標→評価ができない】→【具体的な目標→評価が可能に!】

具体的な目標設定の方法については、令和5年度第2回教務主任等研修会（令和5年12月5日開催）で紹介した「**抽象具体分析・ビデオクリップ法**」を参考にしてください。

↑ 少人数かつ短時間で、目標の具体化が可能に!

情報が必要な場合は、
西部教育局までお声かけください。

1年間の成長を確認するとともに、次に目指す姿を明確にしましょう。
また、新年度のスタートで子供たちが困らないように、**確実な引継ぎ**をしましょう。



- 個人ファイルを作成し、資料等を整理して綴りましょう。（インデックスを活用し業務の効率化を図りましょう。）
- 「いつ」「だれと」「何を」「どのように」を確認しながら、引継ぎの準備をしましょう。個別の教育支援計画、個別の指導計画、個人ファイル等を十分に活用しながら、引継ぎを行いましょ。
- 個人情報の取扱い及び保管場所に留意しましょう。
- 個別の教育支援計画は、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考に、**5年間保存が望ましい**と考えられます。保存方法については、学校の設置者【当該市町村（学校組合）教育委員会】に確認しておきましょう。

「特別支援教育の手引き」令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会 44ページより

特に、大きく学びの場等が変化する場合（進学や就職時）は、「困難さ」だけではなく、「効果的な環境整備」や「支援のこつ」など、具体的に支援内容を引き継ぐことが大切です。

（例）○○すれば□□ができる。●●な状況が見られるが、△△があれば□□することができる。

中学校から高等学校への引継ぎについては、県教育委員会高等学校課が作成したリーフレット（高等学校課HPに掲載）を御確認ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1228603/hikutugitirasi.pdf>



特別支援学級における諸帳簿等について

令和6年2月 鳥取県教育委員会事務局西部教育局

□指導要録（特に「指導に関する記録」について）

➤A様式（数値で評価）かB様式（記述で評価）かを確認してください。

【A様式…小学校又は中学校に準ずる教育がほぼ可能である児童生徒の場合（下学年適用も含む）】

※下学年適用の場合 → 適用した学年の評価規準に基づいて評価し、評定を記載します。

→ 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄にその旨を記載します。

【B様式…知的障がいのある児童生徒が、知的障がい特別支援学校の教科等を取り入れて教育を行う場合】

※小中学校に準ずる教科と知的障がい特別支援学校の教科の両方を取り入れて教育を行う場合は、A様式とB様式の両方が必要となります。

〈参考〉「特別支援教育の手引」 令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会 35～41ページ

□出席簿・児童生徒名簿

□就学支援関係の書類

➤個人ファイルを作成し、過去の記録（経過）等が必要な時に確認できるようにしておきましょう。

□各市就学支援委員会または西部町村就学支援委員会の審査資料

（個人調査票、診断書、観察票 ←いわゆる3点セット）

□保護者の入級承諾書 □各市就学支援委員会または西部町村就学支援委員会の審査結果

□各市町村（学校組合）教育委員会の就学決定通知 □校内就学支援委員会等の記録

※新就学児の就学決定通知は、申請した施設（園等）に届いています。当該教育委員会に確認し、写しを保存しておきましょう。

□個別の教育支援計画

➤必ず作成してください。

・学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために作成します。

〈参考様式〉「特別支援教育の手引」 令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会 62～71ページ

□各教科等の年間指導計画

➤必ず作成してください。

・児童生徒が履修している各教科、領域等のすべてのものを作成します。

※単元名だけの題材配当表とは異なります。

【小学校又は中学校に準ずる各教科等の場合】

・学習時期、単元名、目標、学習内容、評価規準等の欄を設けましょう。

【知的障がい特別支援学校の各教科等を選択する場合】

・学習時期、単元名、目標（付けたい力）、学習内容等の欄を設けましょう。

※自立活動の年間指導計画も必要です。

※「各教科等を合わせた指導」の形態（生活単元学習、作業学習など）を取り入れる場合も、その年間指導計画が必要となります。また、合わせた各教科等の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行います。

※「各教科等を合わせた指導」を行う場合、授業時数を適切に定めることが大切です。関連する教科等を教科別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要があります。

※自立活動や各教科等を合わせた指導については、1年間を見通した計画が年度当初に立てにくい場合があります。まずは、1学期分あるいは前期分の計画を立て実施し、児童生徒の実態に応じて残りの計画を立てていく方法も効果的です。また、指導内容等に変更があった場合は、軌跡がわかるように見え消して修正しましょう。

➤各教科で採択されている教科書名を記載してください。

※適切に教科書を給与するために、児童生徒一人一人の「教科書給与リスト」等を別途作成しましょう。

〈参考様式〉「特別支援教育の手引」 令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会 87～91ページ

□自立活動の個別の指導計画

➤必ず作成してください。

・自立活動の内容は、個々の児童生徒の実態に合わせて設定するため、個別の指導計画を作成します。

〈参考様式〉「特別支援教育の手引」 令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会 72～75ページ

□各教科等の個別の指導計画

➤必ず作成してください。

・当該学年及び下学年の学習を行う場合、年間指導計画に支援方法と評価の欄を追加し、記入していく形式でも可能です。

〈参考様式〉「特別支援教育の手引」 令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会 76～86ページ

【参考通知等】

◇「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」

平成31年3月29日付 30文科初第1845号 文部科学省初等中等教育局長

◇「小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級指導要録について（通知）」

令和2年3月26日付 第201900338485号 鳥取県教育委員会教育長

◇「特別支援学級における適切な教科書給与について（通知）」

平成30年10月31日付第201800209448号 鳥取県教育委員会事務局小中学校課長 特別支援教育課長

◇「特別支援学級で使用される教科書（一般図書）の無償給与に関する一部訂正について（依頼）」

令和3年9月2日付第202100137953号 鳥取県教育委員会教育長

◇「特別支援教育の手引」 令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会

◇西部教育局からのお役立ち情報「特別支援教育ほっと通信 指導要録の様式」 令和6年2月 西部教育局

個人ファイルに綴じた後、インデックスを付けると活用しやすくなり、業務改善にもつながります。

